

1. 取引行為着目型

- ①申込書面と②契約書面の記載事項は、基本的に同一
- 契約の申込みにとどまることなく即座に契約締結段階に移行する場合には、①申込書面の交付は不要で、②契約書面を「直ちに」交付する(電話勧誘販売は「遅滞なく」交付する)

	①申込書面	②契約書面*
訪問販売(4条、5条)	申込みを受けたときは、 <u>直ちに</u> ※1	契約を締結したときは、 <u>遅滞なく</u> ※2(<u>直ちに</u> ※1)
電話勧誘販売(18条、19条)	申込みを受けたときは、 <u>遅滞なく</u> ※2	契約を締結したときは、 <u>遅滞なく</u> ※2
訪問購入(58条の7、58条の8)	申込みを受けたときは、 <u>直ちに</u> ※1	契約を締結したときは、 <u>遅滞なく</u> ※2(<u>直ちに</u> ※1)

2. 取引内容着目型

- ①概要書面と②契約書面の記載事項は異なる

	①概要書面	②契約書面*
連鎖販売取引(37条)	<u>契約を締結するまでに</u> ※3	契約を締結したときは、 <u>遅滞なく</u> ※2
特定継続的役務提供(42条)	<u>契約を締結するまでに</u> ※4	契約を締結したときは、 <u>遅滞なく</u> ※2
業務提供誘引販売取引(55条)	<u>契約を締結するまでに</u> ※3	契約を締結したときは、 <u>遅滞なく</u> ※2

3. 預託等取引

- ①締結前書面と②契約書面の記載事項は異なる

	①締結前書面	②契約書面*
預託等取引(3条)※5	<u>契約を締結するまでに</u>	契約を締結し、又は更新したときは、 <u>遅滞なく</u>

※1 直ちに：申込み行為が完了した際その場で(通達)
※2 遅滞なく：通常、3日ないし4日以内(通達)
※3 交渉に入ってから契約を締結するまでの間に(解説)
※4 いまだ契約が成立していない時点での契約内容等についての説明に先立って、あるいは同時並行的に(通達)
※5 販売を伴う預託等取引については原則禁止

* 契約書面の交付日がクーリング・オフ期間の起算点
(訪問販売、電話勧誘販売及び訪問購入については、②契約書面の交付日前に①申込書面を交付したときは、①申込書面の交付日)